千代田区総合設計制度のポイント(平成27年9月改正)

- 許可により緩和される規定は容積率制限のみです。斜線制限の緩和はありません。
- 容積率の緩和は住宅用途の部分に対して行うため、非住宅用途のみの計画は許可の対象となりません。
- 〇 建築基準法第59条の2に基づく総合設計に加えて、マンションの建替え等の円滑化に関する 法律(以下「マンション建替法」という。)第105条第1項に基づく総合設計も許可の対象と します。

〔建築基準法第 59 条の 2 に基づく総合設計〕

- 市街地住宅型総合設計
- 共同住宅建替誘導型総合設計
- · 都心居住型総合設計
- ・要除却認定マンション建替型総合設計:マンション建替法第102条第1項の認定を受けたマンション(以下「要除却認定マンション」という。)の建替えの計画で、敷地面積500㎡以上のものに適用します。

[マンション建替法第105条第1項に基づく総合設計]

- ・マンション建替法第 105 条型総合設計:要除却認定マンションの建替えの計画で、商業地域における敷地面積 300 ㎡以上 500 ㎡未満のものに適用します。
- 東京都文教地区建築条例別表1に掲げる用途に供することはできません。
- 歩道状空地の設置は必須ですが、広場状空地の義務付けはありません。
- 〇 外壁面の隣地からの後退距離は、2 m以上です。要除却認定マンション建替型総合設計又はマンション建替法第 105 条型総合設計で敷地面積が 1000 m 以下の場合は、((敷地面積-300)/700) + 1 (m) 以上とすることができます。
- 高さ等については、「千代田区総合設計許可に係る建築物の高さ等誘導指針」の基準に適合させる必要があります。
- 〇 要除却認定マンション建替型総合設計及びマンション建替法第105条型総合設計については、 有効公開空地率の最低限度(Po)を5%、公開空地による割増容積率の算定における総合設計 種類別係数(Kx)を8とし、隣地の取り込みについても要除却認定マンションの敷地面積未満 であれば許可の対象とします。
- 〇 その他、許可基準等の詳細な制度内容は、「千代田区総合設計許可要綱」、「千代田区総合設計 許可要綱実施細目」をご確認ください。

千代田区環境まちづくり部建築指導課 建築審査係 03-3264-2111 (内線 2821~2823)